誓約書

長幌上水道企業団企業長　宇野智幸　様

　私は、長幌上水道企業団が実施する競争入札参加資格申請に当たり、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下同じ。））又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第２号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であるとともに、今後、これらの者とならないことを誓約します。

　上記誓約に反することが明らかになった場合は、競争入札参加資格を制限されても異存ありません。

　また、上記の誓約の内容を確認するため、長幌上水道企業団が他の官公署に照会を行うことについて承諾します。

令和　　年　　月　　日

|  |  |
| --- | --- |
| 所在地 |  |
| 商号又は名称 |  |
| 代表者職氏名 |  | 印 |

|  |
| --- |
| **下記に該当する場合、暴力団員関係事業者と判断します。**１．役員等（個人事業者である場合にはその個人、法人である場合にはその役員又は支店、営業所等の代表者をいう。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。２．暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。３．役員が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。４．役員等が．暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。５．役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。 |